

～東京都と「災害時の支援等に関する協定」を締結しました～



(左:白川関東財務局長、中央:黒沼東京都副知事、右:笹本東京財務事務所長)

財務省関東財務局（関東財務局本局及び関東財務局東京財務事務所）と東京都は、令和3年10月29日（金）、災害時の支援等に関する包括的な協定を下記のとおり締結しました。

本協定は、東京都内で地震、風水害等の災害が発生した場合において、東京都からの要請により当局職員を東京都及び都下特別区・市町村へ派遣し、災害復旧事務の支援を行うほか、応急的な住まいとして国家公務員宿舎を無償貸与し、またガレキ置き場等として国有地を無償提供するなど、より一層円滑に対応するために締結するものです。

記

1. 協定の名称 災害時の支援等に関する協定
2. 協定締結先 東京都
3. 協定締結日 令和3年10月29日（金）
4. 協定内容 災害発生時に東京都に対して以下の支援等を行う。
 - 人的応援
 - ・ 罹災証明書の発行支援
 - ・ 支援物資の受付
 - ・ 避難所運営支援 等
 - 未利用国有地等の提供
 - ・ 国有地の提供
 - ・ 国家公務員宿舎の提供
 - 連絡体制の整備・訓練実施の協力等

このほか、財務局の災害時の業務である、被災された方に便宜（金融上の措置）を講ずるよう金融機関等への要請、地方公共団体へ災害緊急資金手当、公共土木施設災害復旧のための査定立会の迅速な実施などを円滑に行い、国民生活の安定に寄与できるように努めてまいります。

今後とも、関東財務局管内の自治体との連携強化を図り、地域や社会のニーズに的確に対応して、地域貢献に努めてまいります。

お問い合わせ

財務省関東財務局東京財務事務所総務課

03-5842-7012